

新

しく事業を
始める方へ

必ず

消防に

事前相談

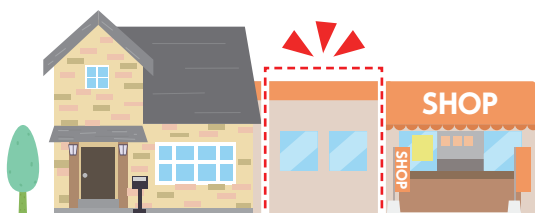
が必要です!



相談せずに進めると...

例1

建物の**増築、改築、接続**をしたところ...



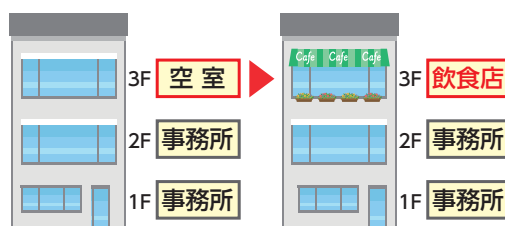
住宅と店舗を接続し、建物全体の面積や階が増えたことで、建物全体に**屋内消火栓設備**や**自動火災報知設備等**の設置が必要となった。



違法!

例2

テナントの**入替え、改装**工事をしたところ...



3階空きテナントに飲食店が入居し、建物の用途が変わったことで、建物全体に**自動火災報知設備等**の設置や**防火管理者**の選任が必要となった。



違法!

消防法に違反すると

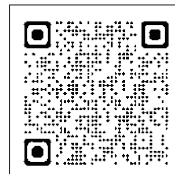
行政処分の対象に！

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を行ったときは、**標識の設置や公報への掲載等**により措置命令の内容などの周知を図ります。



違反建物として公表！

消防用設備等の未設置など消防法令に関する**重大な違反**が確認された場合には、建物名や違反の内容などを**公表**する場合があります。
建物の利用者にその建物の危険性を知ってもらい、利用を判断できるよう、違反建物情報として、消防機関のホームページでお知らせするものです。



違反対象物公表制度

▼とにかく「消防」に「事前相談」を！▼

事前相談のタイミングと窓口は？

▶ タイミング

- ・テナントに入居する前
※賃貸借により建物やテナントを使用する場合は、**賃貸借契約を結ぶ前**
- ・増改築の工事前
※工事業者に依頼する場合は、**工事請負契約を結ぶ前**

▶ 相談窓口

「岡崎市消防本部予防課指導係」にご相談ください。
事前に下記「お問合せ先」に**ご予約**を取っていただくとスムーズです。



事前相談時に用意するものは？

▶ 建物や工事の概要がわかる図書

※配置図、求積図、平面図、立面図など

▶ 店内のレイアウトがわかる資料

※レイアウト図など

⚠ 注意 建物の状況や工事の内容に応じて、資料の追加をお願いする場合があります。



【お問合せ先】

岡崎市消防本部 予防課 指導係

(岡崎市朝日町3丁目4番地 消防本部2階)

TEL : 0564-21-9860 / FAX : 0564-21-9821 / Email : yobo@city.okazaki.lg.jp